

法科大学院教育と司法試験予備試験との関係について (委員意見の整理案)

1. 検討の必要性

- 司法試験予備試験（以下「予備試験」という）は、昨年6月、政府の法曹養成制度検討会議取りまとめでも確認されたように、司法制度改革審議会意見書において、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ、その合格者には、司法試験の受験資格が与えられる」仕組みとして設けられたものである。
- この予備試験は、平成23年から実際に試験が実施されており、現在までに、3回の予備試験合格者を出すとともに、その合格者が平成24年の司法試験から受験し、現在までのところ2回の司法試験合格者を出しているところである。
- このように実際に運用がはじまった予備試験に関しては、本特別委員会においても、本年3月にとりまとめられた基本的方向性の中でも、
 - ・「法科大学院修了生と同等の学識・能力を有するかどうかを判定するものとして適切に機能しているかを注視」するとともに、
 - ・「試験という「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」により質量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の基本的な理念を踏まえつつ、司法試験予備試験が法曹養成プロセスの中核的な教育機関である法科大学院における教育に与える影響や、更にはそのプロセス全体に及ぼす影響を、例えば、法科大学院在学生在が予備試験を目指すことによる法科大学院における授業欠席や、休学・退学の動向、学生の学修・履修の仕方等への影響のみならず、学部在生をはじめ法科大学院志願者への影響なども含め速やかに把握・分析し、政府全体の取組に資する」こととされていることを踏まえ、次に掲げるとおり、法科大学院教育の観点から、予備試験の在り方について検討を深めることが必要である。

2. 基本的な考え方

- 司法制度改革の理念に基づき、法科大学院が、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として機能するためには、まずは何よりも、法科大学院において自らが提供する日々の教育の更なる向上に努めるとともに、組織の見直しを含めた抜本的な取組を進めることが急務である。
- また、個々の法科大学院の取組のみならず、現在検討が進められている共通到達度確認試験（仮称）の導入など、法科大学院全体として大胆な改革にもいとわずに取り組むことも不可欠である。
- 以上のことを前提とした上で、点による選抜からプロセスとしての法曹養成へという司法制度改革の当初の理念に立ち返り、法科大学院と予備試験との関係について、制度創設時の経緯とともに実際に運用されはじめてからの現状の分析を踏まえつつ、検討が必要ではないか。
- 検討に当たっては、経済的事情や実務経験を有するなどの理由により法科大学院を経由しない者への法曹資格取得のための方策としては、例えば、奨学金制度の充実など、予備試験以外の方策で対応することもありうるのではないかと指摘もあったが、まずは、当面の予備試験の在り方について、検討を行うことが適当ではないか。
- 予備試験の在り方については、制度的な対応による抜本的な対応策とともに、当面の予備試験の運用の見直しによる対応策が考えられるのではないか。

(1) プロセスとしての法曹養成における予備試験の位置付けについて

- ・ プロセスとしての法曹養成における中核的な教育機関である法科大学院を、大学院レベルの正規の教育課程を通じ、法曹関係者も参加して将来の法曹を育てる仕組みとして機能させるためには、試験を通じて能力判定を行う予備試験との関係やその在り方について検討していくことが望ましいのではないか。
- ・ また、予備試験の合格者数の増加は、これまで実績を挙げている法科大学院を中心に影響を与えており、現在、法科大学院の改革が進捗する最中に、このまま増加し続けることには懸念があることから、制度的な見直しの検討とは別に、当面の試験の在り方についても検討していくことが望ましいのではないか。

(2) 法科大学院教育と予備試験の内容等について

- ・ 法科大学院における教育は、そもそも司法試験で課されている科目以外に、模擬裁判、リーガルクリニックなどの法律実務基礎科目や、政治や経済といった隣接科目、外国法、先端的な法律科目まで含めて幅広く学修していることとの関係で、予備試験の試験科目について検討していくことが望ましいのではないか。
- ・ 法科大学院を経て法曹を目指す者は、学部教育を前提に、適性試験を受けて入学し、原則3年間の教育課程の中でGPA等に基づき厳格な進級判定や修了認定が行われている一方、予備試験では、基本的な法律科目を中心とした科目に関する試験によって判定されることが「同等」とされていることについて検討していくことが望ましいのではないか。

(3) 法科大学院教育に与える影響について

- ・ 予備試験の受験者及び合格者の中に、学部在學生や法科大学院在學生といった本来プロセス養成を経て法曹を目指すことが期待されている層が大きな割合を占めていることについて、学部教育や法科大学院教育に与える影響や、予備試験の受験資格も含めて、その在り方を検討していくことが望ましいのではないか。

(了)

飛び入学等を活用した法曹養成のための教育期間短縮の考え方(案)

1. 検討の必要性

- 昨年6月に公表された政府の法曹養成制度検討会議(以下「検討会議」という。)取りまとめでは、現在生じている法曹志願者の減少に関して、法科大学院において一定の時間的負担等を要することが、法曹を志願して法科大学院に入学することのリスクととらえられていることを原因の一つに挙げており、その対策として、「法学部教育も含めた養成期間の短縮，例えば飛び入学等の積極的な運用」が考えられるとされたところである。
- この点について、制度的に見れば、大学の学部段階において優れた成績を収めた者に対して、大学院への学部3年次からの飛び入学や学部4年未満での卒業など早期に大学院に入学できるような仕組みは既に開かれているところである。
- 一方、平成14年の中教審答申では、飛び入学や早期卒業の仕組みを経た者のいわゆる法学既修者としての入学について「法科大学院での3年未満での短期修了を一般的に認めると、学部段階において法曹に必要な幅広い教養を身に付けることがおろそかになるおそれがあり、適当ではない」とされており、各法科大学院において、これまで抑制的な運用が行われてきたものと考えられる。
- 以上のような状況を踏まえ、中教審法科大学院特別委員会として、現在行われている飛び入学等を活用した法科大学院への進学状況等を分析した上で、検討会議での提案に応えるため、飛び入学等を活用した法科大学院の教育期間短縮の考え方を整理し、法曹養成における時間的コストの短縮に向けて積極的に対応することとする。

2. 現状分析 (※詳細は別添資料参照)

- 平成16年に法科大学院が学生の受入れをはじめ以降、飛び入学や早期卒業を活用して法科大学院に進学する者は存在するが、その規模感については、いずれも入学者数全体のうちに占める割合は極めて小さかったのが実態である。

【参考】平成16年度～平成25年度までの入学者数

・飛び入学による入学者数	： 計	298人	(既修者：36人／未修者：262人)
・早期卒業による入学者数	： 計	223人	(既修者：29人／未修者：194人)
・全体の入学者数	： 計	46,639人	

- ただ、この飛び入学や早期卒業を活用して法科大学院に進学した者に関し、入学後の学修状況を表す指標の一つである標準修業年限修了率を見ると、飛び入学及び早期卒業による入学者のいずれも、既修者／未修者問わず9割前後となっており、全修了者と比較しても極めて高い水準にあることから、法科大学院での学修を円滑に進めていることが伺われる。

【参考】標準修業年限修了率の比較

- ・飛び入学による入学者の標準修業年限修了率： 88.4% (既修者:93.3%/未修者:87.8%)
- ・早期卒業による入学者の標準修業年限修了率： 87.5% (既修者:91.3%/未修者:86.9%)
- ・平成24年度修了者の標準修業年限修了率 : 68.2% (既修者:85.8%/未修者53.0%)

- また、これまで一定数の飛び入学や早期卒業による入学者を受け入れてきた大学からも、それぞれ、法科大学院入学後は比較的優秀な成績を修めていることや司法試験でも高い合格率を維持していることなどが報告されている。

3. 飛び入学や早期卒業を活用した教育期間短縮の考え方

- 上記 2. で分析したとおり、飛び入学や早期卒業の仕組みを活用して法科大学院に入学した者については、実際に法科大学院での学修状況等から見ても、制度創設当初に懸念されたような事態とはなっていないことから、法科大学院における飛び入学や学部段階における早期卒業の仕組みの活用、さらに、これらを経た者の法学既修者としての法科大学院への進学については、検討会議で提案された法曹養成の時間的コストの短縮に応える観点からも、その円滑な運用を積極的に促すこととする。
- その際、早期卒業については、基本的に通常の学部卒業生と同様の方法で既修認定を行うことが可能と考えられるが、飛び入学については、早期卒業とは異なり学部を卒業するために必要となる単位を全て修得している訳ではなく、入学資格の認定は法科大学院が行うことから、各法科大学院において入学者の質の確保を図ることがより重要となる。特に、通常の学部生と同様の方法で既修者認定を実施するのか、在学期間が短いことに鑑み、既修者認定の時期や対象とする科目等について見直しを行うのか等については、各法科大学院において判断することとなるが、下記に掲げる事項等に留意しつつ、質の確保を適切に図ることが重要である。

【留意事項】

- ・ GPAの活用等により、学部時代に優秀な成績を修めていることを出願要件とするなど、各法科大学院において入学者の質を担保すること

- ・ 各法科大学院において適切に運用されているかどうかに関し、認証評価を通じて的確に判定できるよう、認証評価機関の評価基準の見直しなどを進めること
- なお、学部2年修了時点をもって法科大学院への進学を認めるといった教育期間の更なる短縮については、法曹に必要な資質として求められている豊かな人間性や幅広い教養、人間・社会に対する深い洞察力等を養う観点から、学部段階で期待される教養教育がおろそかになるのではないかと、また、そもそも大学院レベルの教育を受けられる能力を身に付けるような教育課程が可能かといった課題があり、司法制度改革の理念や大学制度全体との整合性という観点から、なお慎重に検討する必要がある。

法律実務基礎教育及び法科大学院の継続教育機関としての役割の充実に 関する論点（たたき台）

1. 法律実務基礎教育の充実にについて

昨年6月に公表された政府の法曹養成制度検討会議取りまとめでは、「現在、各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがあることを踏まえると、各法科大学院において実務基礎教育の質を向上させることによって、その解消を図る」とされている。

体験的な法律実務基礎科目については、開講形態のばらつきはあるものの、全ての法科大学院において開講されているなどの現状を踏まえ、法律実務基礎教育の充実のため、以下に示すような取組を推進することが必要ではないか。

- 共通的な到達目標モデルに基づく教育カリキュラムの改善の徹底
- 指導に当たる教員の在り方やその教育指導力向上のための取組の充実
- 各法科大学院の実情に応じたエクスターンシップやリーガルクリニック等の積極的な実施
- 臨床科目等の実務基礎教育の充実に向けた、実務修習との関係や連続性についての更なる配慮

2. 法科大学院の継続教育機関としての役割の充実にについて

昨年6月に公表された政府の法曹養成制度検討会議取りまとめでは、「各法科大学院の特色を生かして、法曹に対して先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供したり、司法修習修了直後の法曹有資格者に対する支援を行うなど、これまでの法曹有資格者の養成機関としての役割だけでなく、継続教育機関としての役割を果たしていくことが期待される」とされている。

継続教育に取り組んでいる大学は21大学、今後取り組む可能性がある大学も含めると51大学（平成25年4月時点）となっているところであるが、法科大学院の継続教育機関としての役割の充実に図るため、以下に示すような取組を推進することが必要ではないか。

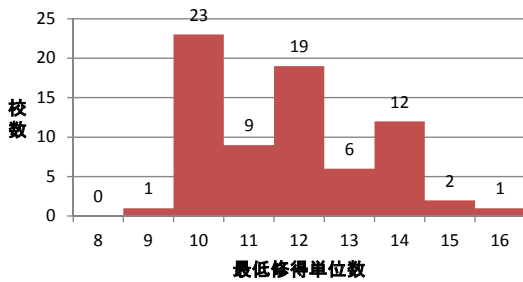
- 展開・先端科目群の授業への積極的な受入れや法科大学院教育のノウハウを活用した研修機会等の提供
- 法曹有資格者を対象としたビジネスローや外国法など応用的・先端的な授業科目の提供
- 法科大学院などを活用した研究会や研修の場の提供

法律実務基礎科目の現状について①

調査基準日：平成25年4月1日

1. 法律実務基礎科目に関する最低修得単位数について

- 各法科大学院において、法律実務基礎科目として平均約12単位の修得を課している。(必修又は選択必修科目の計)



(10~14単位数に設定している大学が大半を占めている(計69校))

※全73大学中の約95%

2. 担当教員について

- 法律実務基礎科目として、H25年度に全73大学において810科目が開講されている。

(必修:333科目、選択必修科目:296科目、選択科目その他:181科目)

- 上記の必修科目全333科目のうち、311科目(約93.4%)は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない22科目の内訳は、「法情報調査」、「法情報処理」、「法情報検索演習」等)

- 上記の選択必修科目全296科目のうち、270科目(約91.2%)は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない26科目の内訳は、「法情報論」、「リサーチペーパー」、「ベンチャー社会と法」、「エクスターンシップ」等)

- 上記の選択科目等全181科目のうち、156科目(約86.2%)は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない25科目の内訳は、「法情報調査」、「法律英語」、「企業法務論」、「エクスターンシップ」等)

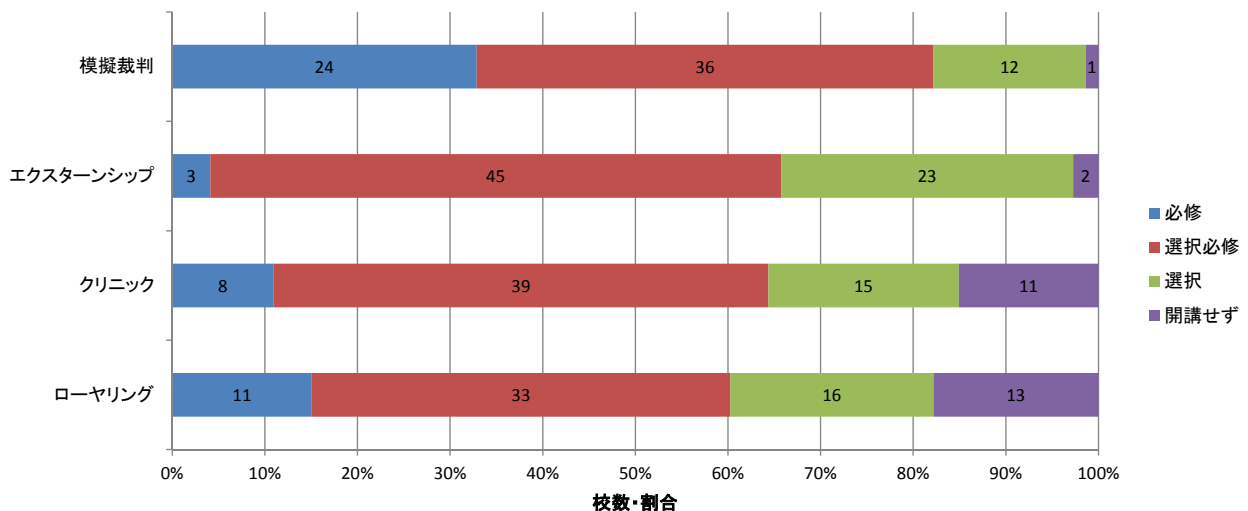
1

法律実務基礎科目の現状について②

調査基準日：平成25年4月1日

3. 体験的な法律実務基礎科目の取扱いについて

- 体験的な法律実務基礎科目については、各大学によって開講形態のばらつきはあるものの、全ての法科大学院において体験的な法律実務基礎科目が開講されている。



	模擬裁判	エクスターンシップ	クリニック	ローヤリング
必修	32.9%	4.1%	11.0%	15.1%
選択必修	49.3%	61.6%	53.4%	45.2%
選択	16.4%	31.5%	20.5%	21.9%
開講せず	1.4%	2.7%	15.1%	17.8%

継続教育の実施状況について①

調査基準日：平成25年4月1日

- 継続教育に取り組んでいる、または、今後取り組んでいく可能性がある大学は、**51大学**
(うち、調査時点において継続教育に取り組んでいるのは21大学)
- 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

①法曹有資格者に対し、応用的・先端的な授業科目を履修できる場を提供している例

- ・正規の科目としてではなく、BUSINESS LAW SEMINARを開講し、継続教育としても法曹資格を修得した者に広く門戸を開いている。今後も、継続教育については、充実を図っていきたいと考えている。
- ・日本弁護士連合会に対し10科目程度の科目を開講し、弁護士会員の受講希望者を募集している。
- ・実務家を対象とした聴講制度を設け、展開・先端科目や基礎法・隣接科目のほか、本法科大学院の特色である外国法科目を受講可能としている。
- ・法曹のリカレント教育を目指し、現在法曹界で活躍するものに対し科目等履修生の制度を設け、履修の場を提供している。

②新人弁護士に対する研修の展開や、法律相談・ADRの補助業務の場を提供している例

- ・法科大学院弁護士研修センター(OATC)を設置、隣接する形で法律事務所を招致し、法科大学院出身の新人弁護士を所属させて司法修習終了直後の継続教育にあたっている。特に、組織内弁護士を育成することを目指している。
- ・法務研究科の下部組織「法曹実務研究所」が週2回法律相談を行っている。この法律相談の担当者を法務研究科OBの弁護士から募り、経験5年以上の弁護士1名を指導に付けて、相談に当たらせている。
- ・法曹実務研究所と観光研究所が連携して運営する大学直属の組織「観光ADRセンター」で行う調停業務の補助業務を行う「事件管理者」を法務研究科OB弁護士から募り、十数名が担当している。

3

継続教育の実施状況について②

調査基準日：平成25年4月1日

- 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

③法科大学院とは別途設置された「法務研究所」、「司法研究所」等の機関において、実務家同士の情報交換や研鑽を目的とした場を提供している例

- ・法科大学院の附属機関である、専門法曹養成研究教育センター(現在は、医事法センター、環境法センター、ジェンダー法センター、知的財産法センターの4センター)が企画・実施する研究会が挙げられる。法曹資格を取得した修了生に対し、この研究会への参加を呼びかけ、また、研究会の講師陣には本法科大学院修了生(現在は弁護士)を招聘し、専門法曹の継続教育の体制が徐々に構築されつつある。この体制を法科大学院全体としての取組としてさらに発展させていくことを目標としている。
- ・法務研究所を併設し、法科大学院の教員も参加した場で、修了生が研究発表を行うことのできる機会を定例的に設けている。これは、弁護士同士の幅広い情報交換を可能にすると共に、実務家として研鑽できるリカレント・スクールの役割を狙ったものである。

④法科大学院教員を講師とする研究会を開催している例

- ・同窓会と協力して、法科大学院教員を講師とする研究会を実施している。

- 他方、継続教育に取り組むことを予定していない大学の挙げた理由は以下のとおり。(自由記述)

- ・継続教育は、研究大学院(博士後期課程)など、別組織が担っている。
- ・地元弁護士会において既に研修制度が確立されており、需要が見込めない。
- ・現時点では、在学生を対象とする教育の充実に専念している。
- ・継続教育に取り組む教員数の余裕がない。

法律実務基礎教育の充実に関する答申・報告等（抜粋）

「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月12日司法制度改革審議会）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

2. 法科大学院

(1) 目的、理念

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- ・新しい社会のニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容とすること
- ・法科大学院における教育は、少なくとも実務修習を別に実施することを前提としつつ、司法試験及び司法修習との有機的な連携を図るものとすること
- ・以上のような教育を効果的に行い、かつ社会的責任を伴う高度専門職業人を養成するという意味からも、教員につき実務法曹や実務経験者等の適切な参加を得るなど、実務との密接な連携を図り、さらには、実社会との交流が広く行われるよう配慮すること

エ 教育内容及び教育方法

法科大学院では、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。このような観点から、授業内容・方法、教材の選定・作成等について、研究者教員と実務経験を有する教員（実務家教員）との共同作業等の連携協力が必要である。

オ 教員組織

教員組織については、法科大学院は、少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の専任教員等を確保すべきである。

また、法科大学院は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るものであるから、実務家教員の参加が不可欠である。実務家教員としては、狭義の法曹に限らず、適格を有する人材を幅広く求める必要がある。

実務家教員の数及び比率については、法科大学院のカリキュラムの内容や新司法試験実施後の司法修習との役割分担等を考慮して、適正な基準を定めるべきである。

4. 司法修習

(1) 修習の内容

新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加（前記第1「法曹人口の拡大」参照）に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。

なお、新司法試験実施後の司法修習のうちの集合修習（前期）と法科大学院における教育との役割分担の在り方については、今後、法科大学院の制度が整備され定着するのに応じ、随時見直していくことが望ましい。

「法科大学院の設置基準等について（答申）」（平成14年8月5日中央教育審議会）

2 設置基準関係

(4) 教員組織等

③実務家教員（参考資料1）

法科大学院は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るものであるから、狭義の法曹や専攻分野における実務の経験を有する教員（「実務家教員」）の参加が不可欠である。このため、専任教員のうち相当数は、実務家教員とすることが必要である。

実務家教員の具体的範囲は、担当する授業科目等との関係において判断されるべきものであるが、実務家として認められる具体的な職種や実務を離れてからの期間を一律に定めることは技術的に困難であるばかりでなく、一律に定めることが逆に法科大学院における多様性の排除につながることも考えられることから、少なくとも当面は個別に判断することとし、その判断の積み重ねを待つことが望ましい。

実務家教員の数については、法科大学院は、法曹養成の「プロセス」の一環として、その修了後に（新司法試験を経て）行われる新司法修習との間で適切な役割分担が期待されており、高度専門職業人として直ちに活動を開始するために必要な知識・技能のすべてを教育するものではないことなどを踏まえ、専任教員（必要数分）のうち概ね2割程度以上とすることが適当であると考えられる。

実務家教員としては、5年以上の実務経験を求めることとし、必要とされる専任の実務家教員のうち、少なくとも3分の1程度は常勤とするが、その余は、年間6単位以上の授業を担当し、かつ、実務基礎教育を中心に法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を持つ者とするなどで足りるものとする。ただし、この措置は、将来的に法曹資格を持つ担当教員が増えるなどにより実務家教員とそれ以外の教員の区別が相対化していくのに応じて、適宜見直すことが適当である。

(5) 教育内容・方法等

①教育課程等

法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきとされていることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行うという法科大学院の理念を実現するのにふさわしい体系的な教育課程を編成すべきことを基準上明確にする必要がある。

（主な科目の例）

a 法律基本科目群

公法系（憲法、行政法などの分野に関する科目）

民事系（民法、商法、民事訴訟法などの分野に関する科目）

刑事系（刑法、刑事訴訟法などの分野に関する科目）

b 実務基礎科目群

法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ など

c 基礎法学・隣接科目群

基礎法学、外国法、政治学、法と経済学 など

d 展開・先端科目群

労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、環境法 など

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」

(平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)

＜法律実務基礎科目の充実＞

法律実務基礎科目は、法律基本科目における基本法分野の基礎的な学修（それ自体が実務との架橋を意識したものであることが前提である。）がなされていることを前提として、法律実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）を行うこととされており、その内容・方法の充実が求められる。このため、法律実務基礎科目（特に法曹倫理、民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎に関する科目）については、法科大学院における教育が司法修習における実務教育の導入的役割をも果たすことを念頭に置いて、法律基本科目の共通的な到達目標の設定内容を踏まえつつ、法科大学院修了時に最低限修得されているべき共通的な到達目標の設定を検討することが必要である。各法科大学院においても、共通的な到達目標を踏まえつつ、それを達成するための教育内容、教育方法についての様々な工夫を行うとともに、共通的な到達目標を超える法律実務基礎科目の充実の在り方も検討することが望まれる。また、法律実務基礎科目の配当年次については、これらの科目が法律基本科目と密接に関連し、その十分な理解が不可欠となることに鑑み、法律基本科目の基礎的な学修を終えた後の2～3年次とすることが望ましいとする考え方が有力である。さらに、法律実務基礎教育においては、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。

法律実務基礎教育の充実を図ることは、法科大学院教育が従来の司法修習における前期修習相当部分の実務教育を肩代わりすることを意味するものではないが、これにより司法修習との円滑な接続を図ることが期待され、他方、司法修習においてもあるべき法科大学院教育との連続性を意識した修習内容となることが望まれる。

なお、臨床系科目については、現在、多くの法科大学院が選択または選択必修科目として開講しているが、科目の性質もあって、それらの法科大学院においても必ずしも多数の法科大学院生が履修できる教育体制が確保されているわけではない。法律実務基礎科目については、これまで、臨床系科目の導入を含めて、平成 23 年を目途に、修了に必要な単位数を 10 単位程度とする議論がなされているところであり、各法科大学院においては、法律実務基礎科目の充実が期待される。また、エクスターンシップや模擬裁判などの実施に当たっては、これを短期間で集中的に実施することが有効であることから、夏季・冬季の休業期間の活用など、2セメスター制や授業時間帯の枠にとられない工夫も期待される。

「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」

(平成 24 年 7 月 19 日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)

＜プロセス養成の中核的機関として求められる教育課程の確立＞

法科大学院における教育では、専門的な法知識を確実に習得させることはもとより、創造的な思考力、事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力及び法的議論の能力等の育成、並びに法曹としての責任感や倫理観の涵養等、プロセス養成の中核的機関として求められる様々な役割を果たすことが不可欠である。

このため、各法科大学院においては、共通的な到達目標モデルも踏まえつつ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれについて一層充実した教育がバランス良く行われるよう、自らの教育課程を不断に見直し、その改善・充実に取り組むことが必要である。

「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成25年6月26日 法曹養成制度検討会議）

第3 法曹養成制度の在り方

4 司法修習について

- (1) 法科大学院教育との連携
- (2) 司法修習の内容

- ・ 司法修習については、法科大学院における教育との有機的な連携の下に、法曹としての実務に必要な能力を修得させることが求められている。法科大学院教育と司法修習の役割分担について、法科大学院教育は、法理論教育及び実務への導入教育を行うものであるのに対し、司法修習は、法科大学院における教育を前提とし、これと連携を図りながら、実務修習を中核とする実務に即した教育を行う課程と位置付けられる。このような役割分担を前提とし、法科大学院教育から司法修習への円滑な移行を行い、修習の効果を上げるために、司法研修所及び配属庁会において、修習の開始前後に導入的教育が実施されている。司法修習生は、これらの導入的教育を経て分野別実務修習に取り組むことにより、集合修習の開始までに概ね必要な水準に達すると評価されているが、現在、各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがあることを踏まえると、各法科大学院において実務基礎教育の質を向上させることによって、その解消を図るとともに、司法修習の早い段階においても、同様の観点から、より一層実務に即した効果的な分野別実務修習を実施できるよう、司法修習生に対する導入的教育を更に充実させることが求められる。

法科大学院の継続教育機関としての役割の充実に関する答申・報告等(抜粋)

「司法制度改革審議会意見書」(平成13年6月12日司法制度改革審議会)

III 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

5. 継続教育

21世紀の司法を支えるにふさわしい資質と能力(倫理面も含む。)を備えた法曹を養成・確保する上では、法曹の継続教育についても、総合的・体系的な構想の一環として位置付け、そのための整備をすべきである。

この点で、現に実務に携わる法曹も、法科大学院において、科目履修等の適宜の方法により、先端的・現代的分野や国際関連、学際的分野等を学ぶことは、最適な法的サービスを提供する上で必要な法知識を更新するとともに、視野や活動の範囲を広げるために意義のあることだと考えられ、関係者の自発的、積極的な取組が求められる。

第3 弁護士制度の改革

4. 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化

また、弁護士の専門性強化等の見地から、弁護士会による研修の義務化を含め、弁護士の継続教育を充実・実効化すべきである。

「法科大学院教育の更なる充実にに向けた改善方策について(提言)」

(平成24年7月19日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)

<法曹の継続教育に対する法科大学院の積極的貢献>

現に実務に携わる法曹関係者に対して、先端的・現代的分野、国際関係、学際分野等を学び直す機会を提供することは、グローバル化や知識基盤社会が急速に進展する現代社会において充実した法的サービスを提供し続けていく上で重要であるとともに、法曹関係者の資質能力の一層の向上を図る観点からも望ましい。

このため、各法科大学院においては、法曹関係者の要望を踏まえながら、最新の法学研究の成果に基づく専門的知識等を提供するための研修コース等を設けるとともに、実務の現場で生じる諸課題について法曹関係者が学ぶことができるような機会を設けることが求められる。特に、司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援についても積極的に取り組むことが重要である。

「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成25年6月26日 法曹養成制度検討会議）

第3 法曹養成制度の在り方

5 継続教育について

- ・ 法曹となった者であっても、多様化する社会のニーズに対応するため、引き続き幅広い知見を得る機会をもつべきである。法曹となった者の継続教育については、弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進める（例えば、法テラスを活用することも考えられる。）必要があるが、法科大学院も、各法科大学院の特色を生かして、法曹に対して先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供したり、司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援を行うなど、これまでの法曹有資格者の養成機関としての役割だけではなく、継続教育機関としての役割を果たしていくことが期待される。これらの取組により、法曹となった者に対する継続教育の一層の充実を図るべきである。